

「はにたん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市マスコットキャラクター「はにたん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 着ぐるみの貸出対象は、法人その他団体及び個人を除き、公益社団法人高槻市観光協会（以下、「観光協会」という。）が認める者とする。

(貸出申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、当該貸出しを受けようとする期間（以下、「貸出期間」という。）の初日から起算して3か月前の日から1週間前の日までに、「はにたん」着ぐるみ貸出承認申請書兼同意書（様式第1号）に以下（1）～（3）の書類を添えて、観光協会へ申請し、承認を受けなければならない。

ただし、観光協会が必要と認めるものについては、貸出期間外であっても当該申請を行うことができる。

- (1) 事業の概要が把握できる企画書等
- (2) 団体等の概要書
- (3) その他観光協会が必要と認める書類

(貸出承認)

第4条 観光協会は前条による申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) はにたんの信用又は品位を損なうおそれがある場合。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
 - (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合。
 - (4) 特定の個人や団体のシンボルとして使用されるおそれがある場合。
 - (5) 着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されず、安全性への配慮を欠き、または毀損若しくは汚損のおそれがある場合。
 - (6) 「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者である場合。
 - (7) その他、観光協会が着ぐるみの貸出しについて、不適切であると認める場合。
- 2 観光協会は、前条の規定による申請があった場合、その内容を速やかに審査し、適当と認める場合は、着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、観光協会が定めるものとし、貸出日及び返却日を含め観光協会の3営業日以内とする。これを越える場合は、基本料金に加え、別途追加料金を申請者が負担するものとする。但し、観光協会の休業により返却が困難な場合等、観光協会が特別に認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、別表1に掲げるとおりとする。

2 申請者は使用料を着ぐるみ借受時までには納付しなければならない。

3 納付された使用料は還付しない。ただし、申請者の責めに帰することができない理由により着ぐるみを利用することができない場合は、使用料を還付することができる。この場合において、申請者は、観光協会へ書面によって還付を請求しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、着ぐるみの使用料を免除とする。

(1) 高槻市の主催事業、後援事業のいずれかであるとき。

(2) その他、観光協会が認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第8条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的のみに使用し、観光協会の指示する使用条件に従うこと。

(2) はにたんのイメージを損なうような使用をしないこと。また、着ぐるみの中に入る人物(以下、「着用者」という)は、必ず身長170cm以下の人物とすること。

(3) はにたんのイメージを損なうような衣装を着用させないこと。

(4) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) 運搬にあたっては、着ぐるみの変形することのないよう、取扱いには細心の注意を払うこと。

(7) 丁寧に扱うこととし、破損や汚損等が生じた場合は、速やかに観光協会に連絡を行うこと。

(8) 「高槻市のマスコットキャラクターはにたん」として紹介すること。

(9) 実施事業が観光協会及び高槻市に公認されているかのようなイメージを与えないこと

(10) 着ぐるみを着用・着脱する際には、絶対に周囲の人目につかない場所で行うこととし、着用者が見える状態での写真・動画の撮影は行わないこと。また、着ぐるみの着脱や使用の際は、必ず介添え者と共に行うこと。

- (1 1) 出演中に人前で、「はにたん」の頭部を取る、しゃべるといった行為は厳に慎むこと。また、着用者の個人名は必ず秘匿し、着用者の情報を周囲に吹聴するなどの行為はしないこと。
- (1 2) 許可無く着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (1 3) はにたんの着衣（インナー：手袋・上着・パンツ）については、必ず3点とも使用すること。使用した着衣は必ず洗濯のうえ、すみやかに返却すること。

(承認内容の変更)

第9条 貸出承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、軽微なことであっても必ず、事前に観光協会へ申し出、承認内容の変更についての承認を受けなければならない。

(貸出承認内容の取消し等)

第10条 観光協会は、着ぐるみの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、貸出承認を取り消すとともに、当該申請者及び団体に対して今後一切の貸出しを認めない。

- 2 申請者が貸出承認の取消しによって損害を受けることがあっても、観光協会は、その補償の責めを一切負わない。

(原状回復)

第11条 申請者が着ぐるみを破損又は汚損をした場合は、原則、申請者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

(損害等の責任)

第12条 着ぐるみの貸出しにより申請者が被った被害又は申請者が第三者に与えた損害に対しては、観光協会及び高槻市は、一切の責めを負わない。

(要領の改正)

第13条 本要領を改正する場合は、高槻市と内容について協議の上、改正するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、観光協会が定める。

(別表 1)

		基本料金 (3営業日以 内)	追加料金 (3営業日を越えて 利用する場合)	延滞料金 (指定された日に 返却されない場 合)
事業者 (個人事業主含む)	市内	5,000円	1,000円/日	2,000円/日
	市外	10,000円		
営利を目的としない法人・ 団体		※無料		

※但し、入場料を徴収するイベント、又は参加者が限定されているイベントに関しては、有料とする。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

「はにたん」着ぐるみ貸出承認申請書兼同意書

(宛先) 高槻市観光協会 代表理事

住所 _____
 フリガナ _____
 団体名 _____
 フリガナ _____
 役職・氏名 _____ ⑩
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

「はにたん」着ぐるみ貸出承認を次のとおり申請します。

申請にあたり、承認内容について「はにたん」着ぐるみ貸出要領の規定を遵守することを確約し、使用において発生した損失について、高槻市観光協会及び高槻市に補償等の要求は一切しません。

なお、「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までのいずれかの該当の有無に関して調査が必要となった場合には、申請書類等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

行事又は事業名	
開催目的・内容	
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (本番 月 日 時 ~ 時)
使用場所	
担当者	
連絡先	

【注 意】

次の資料を必ず添付してください。

- (1) 事業の概要が把握できる企画書等（開催要項、チラシ等）
- (2) 団体等の概要書
- (3) その他観光協会が必要と認める書類

様

高槻市観光協会 代表理事

「はにたん」着ぐるみ貸出承認通知書

平成 年 月 日付で申請のありました「はにたん」着ぐるみ貸出承認申請について、下記のとおり承認します。

行事又は事業名	
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用場所	
使用料金	
備考	

※裏面に掲げる事項を遵守してください。

【使用上の遵守事項】

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、観光協会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) はにたんのイメージを損なうような使用をしないこと。また、着ぐるみの中に入る人物（以下、「着用者」という）は、必ず身長170cm以下の人物とすること。
- (3) はにたんのイメージを損なうような衣装を着用させないこと。
- (4) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 運搬にあたっては、着ぐるみの変形することのないよう、取扱いには細心の注意を払うこと。
- (7) 丁寧に扱うこととし、破損や汚損等が生じた場合は、速やかに観光協会に連絡を行なったうえ、原則、申請者の責任と負担により、原状回復させること。
- (8) 「高槻市のマスコットキャラクターはにたん」として紹介すること。
- (9) 実施事業が観光協会及び高槻市に公認されているかのようなイメージを与えないこと
- (10) 着ぐるみを着用・着脱する際には、絶対に周囲の人目につかない場所で行うこととし、着用者が見える状態での写真・動画の撮影は行わないこと。また、着ぐるみの着脱や使用の際は、必ず介添え者と共に行うこと。
- (11) 出演中に人前で、「はにたん」の頭部を取る、しゃべるといった行為は厳に慎むこと。また、着用者の個人名は必ず秘匿し、着用者の情報を周囲に吹聴するなどの行為はしないこと。
- (12) 許可無く着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (13) はにたんの着衣（インナー：手袋・上着・パンツ）については、必ず3点とも着用すること。使用した着衣は必ず洗濯のうえ、すみやかに返却すること。

【使用料について】

- (1) 指定された使用料金を着ぐるみの借受時までには支払うこと。
- (2) 指定された期日までに返却がなされなかった場合は、1日あたり2,000円の延滞料金を、観光協会の指示に基づき支払うこと。